

横福指第 17-2 号  
令和 3 年（2021 年）5 月 10 日

指定認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

横須賀市福祉部指導監査課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る令和 3 年度運営推進会議等の  
取扱いについて（通知）

日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。  
標記の件について、「新型コロナウイルス感染症に関する Q & A（令和 2 年 4 月 17 日  
横須賀市福祉部長通知）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る運営推進会議等の取  
扱いについて（令和 2 年 12 月 21 日事務連絡）」において通知しているところですが、  
依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況であるため、令和 3 年  
度の運営推進会議等については、当面の間、下記のと通りの取扱いとします。  
各事業所におかれましては、内容をご確認いただき、適切な対応をお願いします。

#### 記

- 1 運営推進会議の実施について
    - ・原則、通常の会議形式ではなく、書面による報告及び意見聴取等を行い、実施方  
法、聴取した意見等、詳細な記録を残してください。当該記録の公表及び市への  
報告等は通常どおり行ってください。なお、事業所の判断により、通常の会議形  
式での実施も可能です。開催にあたりましては、十分に感染防止対策を講じてく  
ださい。
    - ・資料等は、書面のみでも意見等が得られるよう記載、添付いただけますよう、ご  
協力をお願いします。
  - 2 市職員の運営推進会議への出席について
    - ・市職員の会議への出席は、書面による意見等の提出に代えさせていただきます。  
事前に資料等を市へ提出してください。また、書面による意見等の提出は、年度  
内 1 回とします。事業所におかれましては、市の職員に意見を求める時期を検討  
してください。
  - 3 外部評価について
    - ・上記 1 及び 2 に準じます。
    - ・運営推進会議において外部評価を行う事業所については、上記 2 の市からの意見  
等の提出は、外部評価実施時とします。
- ※ 令和 3 年度の制度改正において、運営推進会議における外部評価の実施が可能  
となりました。運営推進会議における外部評価の実施を検討する事業所におか  
れましては、基準等を確認してください。なお、運営推進会議における外部評  
価の実施方法等については、後日通知します。

（事務担当：福祉部指導監査課 指導監査第 1 係 電話：046-822-8162）

・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 第97条第8項

8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

一 外部の者による評価

二 第百八条において準用する第三十四条第一項に規定する運営推進会議における評価

・「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 4) (令和3年3月29日)」

問26 今般、認知症グループホームにおける第三者評価は、外部の者による評価と運営推進会議における評価のいずれかから受けることとされたが、運営推進会議における評価を実施した場合、第三者評価及び運営推進会議の両方を開催したものととして取り扱うのか。

(答)

・ 貴見のとおり。

・ なお、今回の改定は、運営推進会議の開催頻度について現行のおおむね年間6回(2月に1回)以上開催することを変更するものではなく、このうち1回以上をサービスの質を評価する回としてよいという意味であること。

問27 「「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」において、事業所の外部評価の実施回数について、本来1年に1回以上のところ、2年に1回とすることができるとする要件の一つとして「過去に外部評価を5年間継続して実施している」ことが挙げられているが、運営推進会議における評価を行った場合、外部評価を実施したとみなして継続年数に算入することができるか。

(答)

できない。継続年数に算入することができるのは、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第97条第8項第1号に規定する外部の者による評価を行った場合に限られる。